



JMAX RECRUITMENT CO., LTD

388 Exchange Tower, 17th FL, Unit 1702-2, Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel 02-262-0763-4 Fax 02-262-0766 E-mail info@jmax.co.th 人材紹介許可番号 N.1136/2549

人材紹介サービス同意書

JMAX RECRUITMENT CO., LTD. を通じて人材を採用頂いた場合の料金およびお支払い方法の概要です。

紹介手数料	
人材紹介手数料	税引き前の給料および諸手当の2ヶ月分+VAT7% 採用1ヶ月後に1ヶ月分、3ヶ月後に1ヶ月分お支払い

※ 弊社の最低報酬手数料は45,000バーツ(VAT別)を申し受けますこと、ご了承ください。

お支払い方法
<p>規定のお支払い日前に自己都合で退職してしまった場合、又は会社都合で解雇する場合は料金を頂きません。</p> <p>第1回：入社日より1ヶ月後に入社時の税引き前の給料および諸手当の1ヶ月分をお支払い 入社を確認してから請求書を送付致しますので、請求書記載の期日にお支払い頂きます。</p> <p>第2回：入社日より3ヶ月後に入社時の税引き前の給料および諸手当の1ヶ月分をお支払い 入社から2ヶ月を過ぎた時点で請求書を送付致します。請求書記載の期日にお支払い頂きます。</p> <p>手取り給料で合意された場合はタイの税法に基づいて総支給額を計算し、請求致します。</p>

お客様の責任について
<p>お客様の条件に応じた人材をご紹介致しますが、最終的に採用・不採用の判断はお客様の責任で行ってください。</p> <p>弊社としては登録時に語学テストや経歴に関するヒヤリングを行って最善を尽くしております。しかし採用後に明らかになる問題もありますので、その場合は継続採用されないことを一ヶ月以内に弊社にご連絡頂ければ1ヶ月分の紹介料金は頂きません。</p> <p>入社日より3ヶ月間内にご紹介した人材を継続採用するか否かを再度見極めて下さい。入社より3ヶ月以上継続採用した場合は残りの紹介料をお支払い頂きます。</p> <p>ご紹介した人材が不採用もしくは3ヶ月以内に退社した際でも、その後1年以内に新たに何らかの形で再採用になった場合、紹介が成功したとして同様の紹介料をお支払い頂きます。</p>

上記の条件に同意します。

貴社名： _____

ご署名・社印： _____

アルファベット表記： _____

役職 _____

日付 _____ / _____ / _____